

公益法人の会計に関する諸課題及び検討 その1

『公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について』(最終報告書素案)

内閣府公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会が、平成 27 年 2 月に公表した報告書です。

関心の高いと思われる事項を絞って、その内容を解説します。

今回のブログテーマは、「**正味財産増減計算書様式の簡略化**」です。

検討事項 1 正味財産増減計算書における法人会計区分の義務付けの緩和

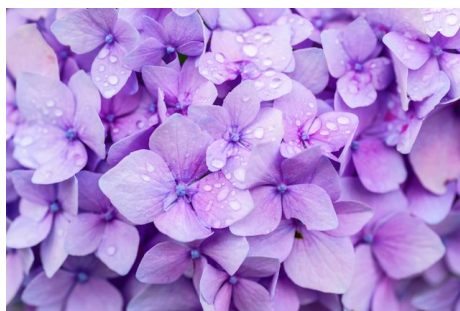
公益目的事業のみを実施する法人において、事務負担軽減を目的として、法人会計区分の作成を義務付けないことは可能か。

結論

法人の運営に必要な経常的経費(管理費)の額の算定に当たって、**法人会計区分**を設けずとも、**公益目的事業会計区分**に管理費として計上することによっても**可能**です。

収益事業を実施する法人は、収益事業の利益が公益目的事業活動に充てられることを担保するために、法人会計区分が必ず必要です。つまり、管理費を除いた形で収益事業の利益を算定し、その 50%以上の額を公益目的事業のために使用しなければなりません。

一方、公益目的事業のみを実施する場合には、「法人会計区分を廃止したとしても、収益事業の利益が管理費に充当される可能性がない」ために、公益目的事業会計区分において管理費を計上することが可能になります。ただし、**法人会計の損益がゼロの場合に限定**されます。これは、法人会計の損益がゼロでない場合に法人会計区分を省略してしまうと、公益目的事業の損益がわからなくなってしまうからです。



法人会計の損益がゼロの場合に限定したうえでの法人会計区分の省略ですから、実務上、このような取扱いをする法人がどれほどあるかは、疑問が残ります。

参考までに、イメージ図を添付します。

《法人会計区分が省略できる場合》

	公益目的 事業会計	法人会計
収益	400	100
事業費	600	
管理費		100
損益	△200	0



	公益目的 事業会計
収益	500
事業費	600
管理費	100
損益	△200

損益△200は、従来の公益目的事業会計の損益△200と同じ。
よって、法人会計区分を書略できる。

《法人会計区分が省略できない場合》

	公益目的 事業会計	法人会計
収益	400	150
事業費	600	
管理費		100
損益	△200	50



	公益目的 事業会計
収益	550
事業費	600
管理費	100
損益	△150

損益△150は、従来の公益目的事業会計の損益△200と異なる。
よって、法人会計区分を書略できない。